

国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS） ミッションの受け入れに係る準備状況

令和 5 年 4 月 12 日
原子力規制庁

1. 趣旨

令和 4 年（2022 年）12 月 21 日の令和 4 年度第 59 回原子力規制委員会において、国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS: International Physical Protection Advisory Service）ミッションを受け入れることについて了承された。

本議題は、その後の IAEA との調整を踏まえた今後の想定スケジュール・手順等を報告するとともに、施設レビューの対象施設候補の了承について諮るものである。

2. 今後の想定スケジュール・手順

IAEA に対し IPPAS ミッションの正式要請を行い、IAEA から 2024 年の 6 月又は 7 月に IPPAS ミッションを実施する用意がある旨の回答文書を受領した。

今後のスケジュール・手順を以下のとおり計画し、準備作業を進める。

2023 年 5 月	IPPAS ワークショップ （於：規制庁内会議室） －IAEA の担当者から、IPPAS ミッションとはどういうものなのか、 どういった準備をすれば良いのかといった説明を受ける場。
公式準備会合の 1,2 週間前	原子力規制委員会（定例会） －IAEA との公式準備会合に先立ち、ミッション実施時期、レビュー 対象モジュールについて原子力規制委員会の了承を諮る。
2023 年 9 月	IAEA との公式準備会合 （於：規制庁内会議室） －ミッション実施時期、レビュー対象モジュールの確定。 －このほか、規制全体像、施設レビュー対象施設の概要、機微情 報の取扱い、ホスト国側のロジ支援等について説明。
ミッション本番2か月前	AIP を IAEA に送付 －AIP: Advance Information Package（事前情報パッケージ）。レビ ューを受ける事項について、その概要を説明する資料。関係法 令、ガイド類を添付する。
2024 年半ば頃（6,7 月） （2週間）	IPPAS ミッション本番 （於：規制庁内会議室） －1 週目：開会セッション、ホスト国側プレゼン、施設訪問 －2 週目：質疑応答、ミッション報告書案作成、勧告・助言事項の 確定 －最終日：閉会セッション（勧告事項等の提示、ミッション報告書

	案受領)、ミッション完了プレスリリース
ミッション本番翌週	原子力規制委員会(非公開臨時会) －IPPAS ミッション結果報告
ミッション本番 3 か月後	IPPAS ミッション報告書セット

3. レビュー対象モジュール選定の検討状況

IPPAS ミッションにおけるレビュー対象モジュール※1は、以下のとおり。いずれのモジュールもレビュー対象とする方向で検討中。

【IPPAS ミッションのモジュールの全体構成】

- モジュール1 : 国の核セキュリティ体制
- モジュール2 : 原子力施設の核セキュリティ実施状況
- モジュール3 : 輸送の核セキュリティ
- モジュール4 : 放射性物質、関連施設・事業のセキュリティ
- モジュール5 : 情報セキュリティ、コンピュータセキュリティ

※1 どのモジュールを IPPAS ミッションのレビュー対象とするかは、IAEA との公式準備会合までに確定させる。

4. 施設レビューの対象とする施設候補(委員会了承事項)

○施設レビューの対象とする施設候補と必要な調整を行うこととしたい。

(参考1) IPPAS ミッションの概要

○IAEA 加盟国からの要請に基づき、IAEA 主導のもと、核セキュリティに関する国際的な専門家で構成されたチームが、核物質及びその他の放射性物質並びに関連する施設の核セキュリティに関する、国の規制体系及び関連する施設における防護措置の実施状況のレビューを行うことで、改正核物質防護条約及び IAEA 核セキュリティ勧告文書に準拠した核セキュリティの強化に資する助言等を行うもの。

(参考2) 我が国における IPPAS ミッション受け入れ実績

○平成 27 年 (2015 年)

- ・ モジュール 1 (国の核セキュリティ体制)、モジュール 2 (原子力施設の核セキュリティ実施状況) 及びモジュール 5 (情報セキュリティ、コンピュータセキュリティ) の 3 モジュールのレビューを受けた。(モジュール 3 (輸送の核セキュリティ) 及びモジュール 4 (放射性物質、関連施設・事業のセキュリティ) はレビュー対象外)
- ・ レビュー結果としてミッションチームからは、良好事例と共に継続的な改善のための勧告事項や助言事項が示された。総括としては、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している」との見解が示された。
- ・ 平成 27 年 3 月 6 日の第 61 回原子力規制委員会 (臨時会議) において、ミッション結果の報告を行った。
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11118514/www.nsr.go.jp/data/000099318.pdf>

○平成 30 年 (2018 年) (フォローアップミッション)

- ・ 平成 27 年 (2015 年) の IPPAS ミッションにおける勧告事項及び助言事項への対応状況等の確認を受けた。
- ・ 「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。また、日本の核セキュリティを持続的に強化するための新たな勧告や助言とともに、複数の日本の核セキュリティ対策が IAEA メンバー国の参考となる良好事例として示された。
- ・ 2018 年ミッションにおいては国に対し、「原子力規制委員会文書上のセキュリティの位置づけ」、「セーフティ部門に存在するセキュリティ情報の機密化」、「核セキュリティ目的としての核物質の計量及び管理システムの検討」及び「コンピュータセキュリティに係る要件の審査基準化」の 4 つの助言事項が示された。
- ・ 平成 30 年 12 月 17 日の第 48 回原子力規制委員会 (臨時会議) において、ミッション結果の報告を行った。
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12358250/www.nra.go.jp/data/000256266.pdf>

○IPPAS ミッション報告書の公開

- 令和元年（2019年）12月16日の第48回原子力規制委員会（臨時会議）に、平成27年（2015年）及び平成30年（2018年）のIPPAS ミッション報告書の公開の実施方針について諮り、核物質防護措置の具体的内容や個別施設のレビューを除いて公開することとなった。また、平成30年（2018年）フォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について報告を行った。

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000478.html>

（参考3）IPPAS ミッションの活動実績

○最初に実施された平成8年（1996年）以降、令和4年（2022年）までに57か国に97ミッションが派遣されている。近年の活動実績は以下のとおり。

平成23年（2011年）	英国、フランス、スウェーデン
平成24年（2012年）	オランダ、フィンランド、カザフスタン、ルーマニア
平成25年（2013年）	米国、ハンガリー、オーストラリア
平成26年（2014年）	韓国、インドネシア、ベルギー、アルメニア
平成27年（2015年）	日本、ノルウェー、カナダ、ニュージーランド
平成28年（2016年）	英国、ポーランド、マレーシア、アルバニア、スウェーデン、アラブ首長国連邦
平成29年（2017年）	ハンガリー、中国、ドイツ、リトアニア、オーストラリア、コンゴ民主共和国
平成30年（2018年）	エクアドル、フランス、スイス、日本
令和元年（2019年）	レバノン、ベルギー、マダガスカル、ウルグアイ、パラグアイ
令和2年（2020年）	（なし）
令和3年（2021年）	ニジェール、ベラルーシ、ブルキナファソ、トルコ、チェコ、セネガル
令和4年（2022年）	フィンランド